

(表)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

部課等名 経営総務部 資産経営課

番号 3

許認可等の内容		行政財産の目的外使用料の減免
根拠法令及び条項		茅ヶ崎市行政財産の用途又は目的外使用にかかる使用料条例第5条
審査基準	関係条項	茅ヶ崎市市有財産規則第23条
	基準 (未設定の場合はその理由)	<p>1 使用料を減額する場合は、原則として減額率は2分の1を限度とする。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りではない。なお、市長が特別な事情と認めるときについては、予め策定しておくことが困難であるから定めていない。</p> <p>2 次のいずれかに該当する場合は、使用料を免除することができる。</p> <p>(1) 国、他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体において公用もしくは公共用又は公益事業の用に供するとき。</p> <p>(2) 災害その他緊急事態の発生により応急施設として使用するとき。</p> <p>(3) 本市職員共済会その他本市職員をもって構成される団体が福利厚生事業の用に供するとき。</p> <p>(4) 本市の事業又は事業の執行上使用させることが適当であるとして使用させるとき。</p> <p>(5) その他これらに類するもので特に市長が相当の理由があると認めるとき。</p> <p>※なお、(5)については、予め策定しておくことが困難であるため定めていない。</p> <p>3 茅ヶ崎市行政財産の用途又は目的外使用にかかる使用料条例第5条第3号の「前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。」については予め策定しておくことが困難であるため定めていない。</p>
	参考事項	
	設定等年月日	平成9年10月1日設定（平成23年3月8日最終変更）
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 20日（休日は含まない。）
	設定等年月日	平成9年10月1日設定（平成26年3月28日最終変更）

(裏)

審 査 基 準	基 準	【その他の留意事項】
------------------	-----	------------